

一般社団法人 日本腎臓学会 役員候補者推薦基準

役員（理事・監事）候補者推薦に関して、以下の基準に基づく資料を参考とさせていただきます。

つきましては、理事推薦を希望される方は以下を項目別に当委員会で定める書式に従ってご記入の上、ご提出ください。業績リストについての基準項目は選考を行う際の参考とするものであり、必ずしもすべてを満たす必要はありません。

なお、理事の任期は3期（6年）までとなっております。現在3期目の理事については応募できませんので、ご注意ください。

但し、理事在任期間3期目の理事長については、理事会において承認を得られた場合に限り、次期理事候補者として応募できます。

1. 日本腎臓学会評議員で会員歴13年以上であること。但し、評議員歴5年以上であること。
2. 任期満了時に、65歳以下であること。
3. 日本腎臓学会に対する貢献度
役員歴・所属委員会とその期間
4. 業績（以下の項目に分けて記載してください。別に示す書式に従って記載してください）
 - 1) 過去における腎臓分野の主要英文原著論文で、筆頭著者・corresponding author・last authorであるものの10編以上20編以内。
 - 2) 腎臓分野における原著論文以外の主要な総説、著書を、まとめて5編以内。
5. 国外における腎臓関連学会等での貢献度
役員歴・所属委員会（国際誌の編集委員も含む）とその期間
6. 日本腎臓学会以外の役員歴
（全日本・国際レベルの学会で、地方レベルの研究会等は含まない）
7. その他の考慮する事項
出身バックグラウンド（内科、泌尿器科、小児科、基礎—さらにその専門分野）
役員会、委員会等での役割、抱負等
8. 評議員1名の推薦書（推薦理由を記入し、評議員が署名したもの）。
9. 理事候補者推薦委員会
 - （1）理事候補者推薦委員会委員は、監事及び評議員から選出する。
監事 1名 内科委員 3名 泌尿器科・小児科・基礎系 各1名 計7名
 - （2）委員長および委員は、理事長が推薦し理事会で決定する。なお、理事候補者推薦委員会と理事選挙管理委員会は委員を兼ねることはできない。
 - （3）理事候補者推薦委員会は、選考年前年の12月に理事公募に関する公示・審査を行い理事会へ推薦する。
10. 理事候補者推薦申合せ
 - （1）立候補者の提出書類を基準に従い審査し、基準を満たしている候補者を理事会に推薦する。
 - （2）立候補者が定数以内（15名以上20名以内）の場合、アイウエオ順に記載し理事会に推薦する。
 - （3）立候補者が定数を超える場合、役員理事候補者推薦委員会において審議し、定数以内に推薦候補者を選定する。なお、本学会の円滑な運営を図るため、審議に際し立候補者の専門領域（内科、泌尿器・外科、小児、基礎等）および地域（東部、西部）を考慮する。
11. 理事選挙管理委員会
 - （1）理事選挙管理委員会委員は、監事及び評議員から選出する。
監事 1名 内科委員 3名 泌尿器科・小児科・基礎系 各1名 計7名
 - （2）委員長および委員は、理事長が推薦し理事会で決定する。
 - （3）理事選挙管理委員会は、選考年前年の12月に理事選挙に関する公示・会員への選挙用紙の郵送、

開票を行い総会へ報告する。

12. 監事候補者推薦申合せ

- (1) 理事推薦基準に準ずる。但し、継続監事及び理事経験者は前記3～8の書類を割愛できる。
- (2) 監事候補者は理事長が総会に推薦する。

13. 本規定を改正する場合は、理事会の承認を受けなければならない。

付 則

本規定は、平成25年4月1日から施行する。

本規定は、一部改正のうえ、平成29年11月27日（平成29年度第2回定例理事会終了翌日）から施行する。

理事長の選任について

下記の理事長選任ルールに添って一般社団法人日本腎臓学会理事長の選任を行います。理事長に立候補する理事の方は、「理事長としての抱負」をA4用紙2枚程度にまとめ、●月●日（●）までに下記にご提出ください。

なお、経歴、実績につきましては、理事推薦の資料を使用させていただきますので再度ご提出頂く必要はありません。

また、立候補者は●月●日（●）の臨時理事会において、投票前に10分以内で所信の発表をお願いいたします。

提出先 〒113-0033 東京都文京区本郷3-28-8 日内会館

一般社団法人日本腎臓学会 理事長 ●● ●● 宛て

理事長選任ルール

1. 推薦方式：自薦（立候補）とする。
2. 決定方式：理事会における投票とする。
 - 1) 総会で選出された新理事による投票で選出する。
 - 2) 候補者による所信声明を行うとともに、書類による経歴、実績、抱負等の情報を投票権のある理事に等しく提供する。
 - 3) 投票総数の過半数を得たものを次期理事長に選任する。
 - 4) 次期理事長が選任されるまでは、現理事長が理事会の議事進行を担当し、投票によって決しがたい場合には現理事長が最終決定を行うものとする。

なお、投票を行う時期について、学術総会開催中に実施する。

また、以下の事項に留意する。
 - ①立候補者が1名の場合には信任投票とし、出席理事の過半数の支持を得たものが次期理事長に選任される。
 - ②複数の立候補者がある場合、出席理事による第1回目の投票で過半数を獲得した候補がない場合に限り、上位2名による第2回目の投票を行う。
 - ③欠席理事の票は投票総数に含まないものとする。また、白紙は投票総数に含まないものとする。